

# 柏町団地 生活のしおり

立川柏町住宅団地管理組合法人  
同評議会

## はじめに

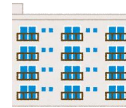
この「生活のしおり」は、団地での生活をより快適にさせていただくために、ぜひ知っておいていただきたい生活上の標準的なルール、各種申請の方法、注意事項等をまとめたものです。

集合住宅での共同生活を営むにあたっては、自ずから「暮らしのルール」が必要になります。管理組合・評議会では皆様に快適な団地生活を送っていただけるよう、日頃から団地の良好な環境の維持に努めておりますが、これにはもとより皆様のご協力が必要です。皆様お一人お一人がお互いの生活を尊重しながら団地生活のルールを守っていただくと共に組合業務・評議会活動について一層のご協力を賜りますようお願いいたします。



平成25年11月

# 柏町団地 生活のしおり



## 1.管理事務所について

管理組合の事務所業務（申請受付等）を行います。

受付時間は下記の通りです。

月曜日～金曜日 AM9:00～PM5:00

土曜日 AM9:00～12:00

電話536-6761 FAX534-3455

## 2.入居時の手続きについて



入居される際は入居者名簿を管理組合宛に提出してください。また入居後の移動・長期不在・退去・第三者使用の際にも届出をお願いいたします。

## 3.集会所の使用について



各種会議・行事等に使います。使用する日の属する月の前月1日から受付します。同一の期日または時間に2以上の申し込みがあった時は先に申し込みをされた方が優先されます。尚、特定の政治活動及び宗教活動のための使用はできません。

## 4.駐車場の利用について



<自家用>

利用できる自動車は1戸につき1台（重量2300kg以内、長さ5m以内、幅1.9m以内（ドアミラー収納時））とします。

利用を希望される場合は「駐車場利用申込書」に必要事項をご記入の上、管理組合宛に提出してください。理事会に於いて適否を決定いたします。

尚、申し込みが駐車可能台数を上回ったときは抽選となります。

<来客用>

平日・管理事務所の開いている時間に申し込みをします（電話でもOK）

空き時間を確認して受付No、内容にしたがって駐車してください。

休日・管理事務所前に掲げている時間割の表で空き日時を確認し使用時間を記入、書類に必要事項を記入して申し込みをしてください。

## 5.自転車の駐輪、その他について



管理事務所で所定のシールを受け取り、車体の見えやすい部分に貼り付けて各棟通路北側（18・19号棟は建物側）に駐輪してください。植え込み側には駐輪しないでください（植え込みの内側も同様）入口スペースも駐輪禁止及び子供用運動具等も置かないでください。折りたたみ型乳母車等は階段居住者の了解を得て置いてください。入口スペースには緊急・臨時以外には物を置かないでください。

# 柏町団地 生活のしおり

## 6.住宅内のリフォームについて



汚損や破損したものを現状に回復するために行う修繕以外の工事を行う場合には、管理事務所に届け出をし、事前に理事会の承認を得てください（管理事務所にあるリフォームガイドに申請様式や決まりが記載されています）

## 7.要望について



修理やその他要望につきましては、管理事務所で要望書に号棟号室・氏名・連絡先・内容等を記入して提出してください。（階段灯・門灯の電球の取替、低木の刈り込みや玄関上ひさしの清掃等については基本のご自分で行うことになっています）

## 8.ごみ出しについて



指定日に棟の脇のダストボックス(缶びんは備え付けのかご)へ分別して出してください。  
月曜日 ペットボトル(毎週)、第1、3は缶、第2、4は燃やせないごみ  
火曜日・金曜日 燃やせるごみ  
水曜日 第1、3は雑誌・本・雑紙・牛乳パック等紙パック・有害ごみ・びん  
第2、4は段ボール・茶色紙・選定枝  
木曜日 プラスチック(毎週)、第1、3は新聞折込チラシ、第2、4は古布  
平成25年11月より燃やせるごみと燃やせないごみが有料収集となりました。指定収集袋に入れて出してください。

## 9.ペットの飼育について



飼育できる動物は趣味の範囲で且つ常識の範囲内での小動物のみです（小鳥や観賞魚等）  
犬や猫は原則飼育禁止です（居住する棟全体の4分の3及び居住する階段全員の同意を得て、理事会の承認をとった場合については可能）

## 10.階段当番について



同じ階段にお住まいの方が順番で担当します。回覧板を回したり、階段内で決めることをはかたりします。

# 柏町団地 生活のしおり

## 11.団地の行事について



団地内でお住まいの方々の親睦がはかれるよう管理組合、評議会、各グループが主催してさまざまな行事が行われています（下記は主なもの）  
毎月第3日曜日 緑化デー・親睦も兼ねて棟のまわりの草とりをします。  
5月 年次総会・こぶし会館にて予算他議案の提出・承認が行われます。  
8月 納涼祭・団地内中央グラウンドにやぐらやテントを設置し、盛大に行われます。その他、各グループでさまざまな行事が行われています。

## 12.団地内グループについて



年代や趣味等に応じて団地内にさまざまなグループがあり、コミュニケーションをはかったり、団地の生活環境の向上のために楽しく活動しています。

## 13.理事会について



管理組合の役員（理事）として、予算の策定・承認（年間予算は年次総会で承認を得る）・執行を行います。任期は2年で、毎年役員選出委員会が中心となり、該当する棟で候補が選出された後、ブロック会議で承認され、年次総会での承認を得て決定されます。

## 14.評議会について



評議委員として団地内の自治会的な役割を担い、居住者間のコミュニティの形成をはかります。運動会や納涼祭などの行事では中心的役割を果たす他、棟の身近な問題なども取り上げて検討し、予算が必要なものは理事会にも報告・相談をします。任期や選出の流れは理事と同様です。

## 15.防災について



評議委員をもって構成される防災対策委員会にて運営。地震その他災害時において居住者の安否確認・災害状況等の把握、そして初期消火・救護・避難誘導・物資調達・情報伝達などの活動を行います。

## おわりに・・



集合住宅では騒音・物音・漏水などおとなりや階下の方に迷惑となることがないように十分注意して、日常のあいさつなどコミュニケーションをとりながら楽しく快適にお過ごしください。